

高砂市向島公園エリアに関する  
トライアル・サウンディング提案事業支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市が保有する公共施設等について、暫定的に利用を希望する民間事業者（以下、「暫定利用者」という。）を募集し、実際に一定期間暫定利用（以下「暫定利用」という。）していただくことにより、当該施設の活用において収益性や市民ニーズを判断するため、あわせて、ポストコロナ時代にも対応できる公共施設等の活用方法を模索するために、民間事業者が自主的に提案する事業を試験的に実施すること（以下「トライアル・サウンディング」という。）に対し、その費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 市長は、トライアル・サウンディングの対象となる公共施設等（以下「対象施設」という。）の利用許可を受けた者に対し、高砂市向島公園エリアに関するトライアル・サウンディング提案事業支援助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(対象施設)

第3条 対象施設は、青年の家、向島多目的球場、向島公園及び兵庫県立高砂海浜公園とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 助成対象事業は「高砂市向島公園エリアに関するトライアル・サウンディング」に応募した事業とする。
- (2) 「高砂市向島公園エリアに関するトライアル・サウンディング募集要項」に記載されている実施期間において対象施設を暫定利用すること。
- (3) 対象施設を利用する市民等利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- (4) 民間活力の導入につながるものであること。
- (5) 市の財政負担を求めるものではないこと。
- (6) 対象施設の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守して事業を実施すること。
- (7) その他市長が当該事業に当たって特に必要と認めること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの。
- (2) 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はこれらのおそれのあるもの。

- (3) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉する目的を有するもの。
- (4) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が関与するもの。
- (5) 市及び市教育委員会が主催するもの。
- (6) その他市長が第1条に規定する趣旨に照らし不相当と認めるもの。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用」とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次に掲げる額とする。なお、実施を許可した事業数が多数の場合は予算の範囲内において、調整を行う場合がある。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用とし、その限度額は100,000円とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を、原則として事業実施の2週間前までに、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、助成金の交付の可否を決定し、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、助成金変更交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、前条の規定に準じて決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（助成事業の中止又は廃止）

第9条 交付決定者は、助成対象事業の中止又は廃止を行おうとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事業実施の報告)

第10条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、その完了の日から4週間以内に事業実施報告書(任意様式)を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による事業実施報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類審査及び現地調査を行い、交付の決定内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、速やかに助成金の額を確定し、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 助成金は、前条の規定による助成金の額の確定後交付する。

2 交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく市長の処分に違反したときは、当該交付決定者に対する助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

別表 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用

費目	具体的内容（例）
① 備品費	消毒液、マスク、フェイスシールド、手袋、飛沫防止用のアクリル板等
② 清掃費	消毒・清掃に係る外注費等
③ 人件費	従業員の研修、感染予防のために増員した人件費等
④ その他	その他、感染防止対策として必要な費用

様式第1号（第6条関係）

## 助成金交付申請書

令和 2年 月 日

高砂市長 都倉 達殊 様

所在地  
団体名  
代表者名

高砂市向島公園エリアに関するトライアル・サウンディングにおいて、下記のとおり事業を実施したいので、助成金\_\_\_\_\_円を交付願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

事業内容及び経費区分（別紙事業計画書のとおり）

様式第2号（第8条関係）

## 助成金変更交付申請書

令和 年 月 日

高砂市長 都倉 達殊 様

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年 月 日付けで交付決定のあった高砂市向島公園エリアに関するトライアル・サウンディング提案事業の内容を下記のとおり変更し、

（ 円）  
助成金 円の交付を受けたいので、交付願いたく申請します。

記

事業内容及び経費区分（別紙事業変更計画書のとおり）

（注）変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。

## 事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日

高砂市長 都倉 達殊 様

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年 月 日付けをもって交付決定のあった高砂市向島公園エリアに関するトライアル・サウンディング提案事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

### 記

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定年月日 令和 年 月 日

中止予定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

様式第4号（第12条関係）

## 助成金交付請求書

金 〇〇〇,〇〇〇円也

ただし、高砂市向島公園エリアに関するトライアル・サウンディング  
提案事業支援助成金

上記のとおり、助成金を精算払いによって交付されたく、請求します。

令和 年 月 日

高砂市長 都倉 達殊 様

所在地  
団体名  
代表者名

振込先

金融機関名	
支店名	
種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

- (注) 1 振込先の口座については、団体又は代表者の口座をご記入ください。  
2 請求時に振込先が分かるもの（通帳のコピー等）を添付してください。